

全国空襲連

会報 No. 18

2020・7・1

戦後75年 新型コロナ問題と運動の今後

命と健康を第一に 運動を続けよう

運営委員長 黒岩 哲彦

みなさま、お元気でしょうか。新型コロナウイルス感染の拡大は、深刻で長期化し、世界的な大問題となっています。今後の運動について提案をします。

命と健康を守ることを最優先に

私たちの運動は高齢者を中心としています。空襲被害者、家族、支援者、関係の方の命と健康を守ることを最優先にしましょう。面談はできるだけ避けながら、電話やメール、そして若い人の力を借り「Zoom会議」(テレビ電話)などで交流を深めましょう。

運動は2021年も続けよう

私たちは昨年、戦後75年の節目の2020年を「勝負の年」と位置付けました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大で、政治・国家財政的に社会的に、運動の面でも、今年中に空襲被害者救済法をつくるのは困難な状況になりました。この現実を直視し、運動を来年も継続しましょう。

「戦争災害にも自然災害にも補償を」の声を

コロナ対策で「自粛要請と(休業)補償は一体で」という考え方は、世論調査でもメディアでも圧倒的です。

全国知事会の新型コロナウイルス緊急対策本部も4月8日の『緊急事態宣言』を受けた緊急提言で、「イベント等の自粛や事業活動の休止については、主催者や事業者などに地方公共団体の要請の趣旨を理解し、協力してもらうことが非常に重要であることから、国はまずもって緊急事態宣言の対象地域を皮切りに、中止・休止に伴う営業損失を補償するなど、主催者や事業者が安心して要請に協力してくれるよう、強力かつ実効性のある対策を講じること」として、「営業損失の補償」を求めています。

しかし、政府は補償をかたくなに拒否していま



す。これは空襲被害者の救済について「きりが無い」としていた態度と同じです。私たちの立場で「疫病を含めた自然災害にも補償を」の声を上げていきましょう。

社会に積極的に発信しよう

多くのメディアの方は運動に共感し、積極的に報道を続けています。私たちもメディアにさらに多くの情報を発信、世論に訴えていきましょう。

また、空襲に関する仲間たちの最近の著作、中山武敏『人間に光あれ—差別なき社会をめざして』(花伝社)、児玉勇二『戦争裁判と平和憲法』(明石書店)、金田茉莉『かくされた戦争孤児』(講談社、吉川英治文化賞受賞)なども社会に広くPRしましょう。

戦争孤児の金田さんは、全国空襲連の運動について「あきらめずに長年にわたり訴え続けているのは、国から棄てられた民にされたくない、日本に生まれてきた私たちも、日本人として誇りをもちたいからです」と言っておられます。

「人間の理想は誠実だ」(カミュ)

最後に、コロナ禍と私たちの立ち位置について触れておきます。

1940年代に大流行した感染症を書いたカミュの『ペスト』が売れています。献身的に働く無名の市民が世の中を支えていることも描かれています。こんな言葉が出てきます。

「ペストにとらわれた人間の理想は何か? 君たちに失笑されそうだが、それは誠実だ」

本当に困難な状況ですが、誠実に、まっすぐに、社会に訴えていきましょう。(4月28日記)

◇ 戦後75年で記者会見「声明」を発表……1
◇ 被害者は訴える「戦争の後始末は当然」…2
◇ 空襲議連総会開く ①報告②主な役員……3
◇ 被害者は訴える「被害者の人間回復を」…4
◇ 2・21院内集会から①報告②アピール…5
◇ “ ” 講演詳細……6

目次

◇ 2・21院内集会から 討論詳細……7
◇ 12・6院内集会から①報告②アピール…8
◇ “ ” 講演詳細……9
◇ 沖縄からの報告、総会と最近の活動……10
◇ 新聞紙面から「空襲被害救済を」①②…11
◇ “ ” “ ” ③④…12

吉田代表らが「もう待てない 1日も早く救済法を」

全国空襲連は国会最終日の6月17日、国会議員会館で記者会見をしました。空襲連は、戦後75



6月17日の会見

年で組織結成10周年に当たることしの通常国会を、被害者救済法を制定するぎりぎりの機会ととらえていた。しかし、コロナ問題の影響もあり、法案は提出にも至らなかったため、政府、国会に対する見解を明らかにしようと開催、声明も発表しました。

空襲連から吉田由美子共同代表、黒岩哲彦運営委員長、蒲生眞紗雄事務局長が出席、報道側は7社が集まりました。

蒲生事務局長が「法案は日の目を見ることができなかった。戦争責任と戦後責任を認めようとしないう政府への抗議を含めて会見を行うことにした」、吉田代表は「今回も法律は実現しなかった。早く本当の戦後を迎えたい」とあいさつ（下に概要）したあと、黒岩委員長が国会情勢を中心に運動の現状を話しました。

最初に「ことしを運動の節目の年と考え、国会に救済法の成立を強く求めていたが、会期も延長されず未成立に終わり、残念だ」と述べ、次のように続けました。

「ただ、超党派空襲議連での議論は進んでいる。議連の河村建夫会長は先日来、『戦後処理の最後に残された空襲被害者問題の解決は国会にゆだねられている』と話し、与党内にある“戦後処理終了論”を否定。また『議連内の意見は、大きな方向では集約されている』と、法案提出の作業が進んでいることを示唆した」と報告しました。

そのうえで、来年も国会などでの活動に力を入れ、ぜひ救済法を実現させたいと話しました。

（蒲生眞紗雄、有馬保彦＝会員）

本当の戦後を迎えたい！

吉田由美子

本日、国会は閉会します。「援護法」（救済法）は、今国会でも法案が提出されず、悲しいです。日本は軍人や軍属には手厚い補償を続け、民間被害者はいつまでも放置するのか…どうしても納得できません。

戦時中、国は「防空法」で民間人に「人より物が大事」、「逃げずに火を消せ」と退去を禁止し、消火義務を課しました。戦争は軍人軍属だけではなく、民間人も含む国家総動員体制で行われました。私は民間人にも「国と雇用関係があった」と思っています。

民間人の命は米軍機が落としたり焼夷弾に奪われましたが、私は国策を誤った日本政府にも殺されたのだと考えています。多くの人たちは無駄死をさせられました。その人たちに一番に、申し訳なかったと謝ってほしい。謝罪と補償を直ちにしてください。

戦後75年の節目の年。超党派議連に参加の議員だけでなく多くの国会議員の方に、党としての考えもあるでしょうが、一人の人間として一刻も早く援護法の制定を、とお願いするしかありません。立法府の役目を全うしてください。私たちは本当の戦後を迎えたいのです。私たちに時間はもうありません。

マスコミの皆様。励ましていただき、感謝申し上げます。これからも、どうか助けてください。

声明（要旨）

終戦75年…空襲被害者にまだ戦後はない

第二次大戦が終わって75年。ドイツの「終戦の日」の5月8日、シュタインマイヤー大統領は国民に次のように訴えました。

「若い人が戦争の教訓を未来に伝えてほしい。過去を忘れたら私たちは未来を失う。私たちには多くの人々の命と苦しみに責任がある。責任を認めることは恥ではない。認めないことが恥なのである」

8月15日に日本の首相はどう呼びかけるのでしょうか。日本は自国民に対しても責任を取っていません。その一つが空襲など民間戦争被害者への援護です。元軍人らには約60兆円もの援護を行いながら、民間人は「戦争のために雇ってなかった」として謝罪すらしていません。

戦後75年。全国空襲連が空襲議連とともに進めている救済法制定の運動は、コロナ禍のため中断、民間被害者にはまだ戦後は来ないのです。

政府、国会に訴えます。大戦の当事国で民間の被害者を放置している国は日本だけです。日本を愛し、戦争にも協力し、国を信じて戦後も耐え続けた人々をこのまま旅立たせていいのですか。

空襲議連の河村建夫会長は「戦後処理で最後に残された民間空襲被害者問題を解決するボールは、立法府の手にある」と言っています。もう待てません。一日も早く救済法をつくり、被害者たちに『戦後』を迎えさせてください。

「戦争は国による人災 後始末をするのは当然」

国会議員に手紙で

空襲連前運営委員長・安野 輝子



空襲連前運営委員長の安野輝子さん(写真)は3月、超党派空襲議連の議員90人に「戦後75年の思い」をつづった手紙を出しました。議連の柿沢未途事務局長に「私たちにできることは？」と尋ね、「手紙を」と勧められたからです。要旨をご紹介します。

2020年3月

超党派空襲議員連盟のみな様

全国空襲被害者連絡協議会
大阪空襲訴訟を伝える会
安野 輝子

松葉杖と義足を頼りに75年を生きて

日ごろは、国のため国民のためにお働きくださり、ありがとうございます。

ことしは戦後75年。私は昭和20年7月、鹿児島県川内市(現薩摩川内市)に住んでいたときに空襲に遭いました。かろうじて命は助かりましたが、左脚の膝から下を奪われました。幼稚園の年長児の6歳でした。以来、80歳の今日まで松葉杖と義足を頼りに生きてきました。

戦後、周りを見ると、孤児になったり、心身に治らぬ傷を負ったりして、だれもが地をほうように生きていました。私は、決して不幸ばかりではないと自らに言い聞かせ、働いて働いて、生きました。

でも、戦争のことを忘れた日は一日とてありませんでした。幼いときに見た空襲の犠牲者の姿が目に残っています。その人たちのことを思うと、たまらなく悲しく、悔しく、いまでも涙があふれてきます。

何とか生き延びた空襲被害者に残された時間も、あとわずかとなりました。それなのに、ご承知のように、日本では戦争で被害を被った国民、それも民間人に対してだけは、国はいまだに謝罪も償いもしていません。直接戦争にかかわった元軍人や軍属が援護されるのは当然ですが、民間人を「軍人らと異なり、国との雇用関係がなかった」と、身分の違いを理由に援護しないのは、どういふことなのでしょう。

大阪の仲間に、生まれて2時間後に空襲のため私と同じように左脚をなくした藤原まり子さんという人がいます。こんな赤ちゃんにもそういう理屈が通るのでしょうか。あまりにも理不尽な話で、国際的にも恥ずかしく、哀れな国であると言わざるを得ません。

戦争は、地震や台風のように自然に発生するものではなく、国、つまり人間が起こす人災です。始めた以上、後始末をするのは当たり前です。その責任は国にあります。

亡くなられた議連の前会長、鳩山邦夫さんは、私たちにこう言われました。

「政治家として恥ずかしいことだが、私はこんな大きな問題が戦後に積み残しになっているとは知らなかった。いまは自然災害の被害者も国が援護する時代。戦争の被害者を援護しないのは、筋が通らない。どんな政権であろうと、早くやらなければならない」

議員のみな様をお願いします。一日も早く、民間の空襲被害者救済法をつくってください。そして、せめて私たちの人生が終わるときには、「この国に生まれてよかった」と思わせてください。子や孫の時代のためにも…。このままでは、安心して眠ることができません。

新型コロナウイルスが猛威を振るっております。どうぞ健康に気をつけ、国民のためにご活躍ください。心より期待しています。

「被害者救済法の所管は厚労省、審議は厚労委で」

河村会長が法案制定への決意示す

空襲被害者救済法(仮称)の制定を目指す超党派の空襲議員連盟(河村建夫会長=自、90人)は、昨年12月と今年3月に総会を開き、新体制で節目の戦後75年に向け、活動をスタートさせました。法案の所管官庁は厚生労働省、取り扱い委員会は厚生労働委員会と具体的に一步進めましたが、コロナ問題などで国会審議が滞り、法案のまとめなどの作業は進んでいません。二つの総会を報告します。



3月27日の総会

<3月27日開催の総会>

空襲連の「戦後75年活動」に配慮、コロナ禍を警戒しながら議員会館で開催。議員19人、秘書など代理18人が出席しました。

所管官庁を厚労省に確定

河村会長(写真)は「要綱素案をさらに深掘りしつつ、壁を突破するための考えをまとめたい」とあいさつしました。



平沢勝栄副会長(自)が「法案の所管官庁をどこにするのかが要点だ」と発言。衆院法制局第五部第一課長や厚労省社会・援護局援護企画課長の見解を受けて、大西健介衆院議員(国民)や清水忠史衆院議員(共)が「厚労省が所管すべき」と述べ、河村会長は「原爆も空襲なので所管官庁は厚労省がふさわしい」とまとめました。

黒岩委員長が空襲連の意見表明

空襲連から出席した黒岩運営委員長は「戦後処理は終わったという見解があるが、空襲被害者については議論されてこなかった。シベリア特措法の例もある。一刻も早くこの素案を基に救済法を実現してほしい」と訴えました。また日弁連の平沢郁子副会長も「空襲被害者たちに残された時間はもはやない」と述べ、被害者の立場で河合節子空襲連事務局次長は、「空襲被害を無かったことにしないため、立法によって解決すべきとした裁判の判決を実現してほしい」と求めました。

総会のまとめとして河村会長は「これからの作業は厚労委員会に諮って進めたい。各党の協議も急いでほしい。今国会で、委員長提案の形で実現を目指そう」と法案成立にかける強い決意を示しました。

<12月5日開催の総会>

出席は議員22人、代理17人。開会に当たり、柿沢未途事務局長(無)は「残された戦後補償の一つとして超党派で問題に取り組んできたが、本日は新しい役員も加わり、“リ・スタート”の総会となります」と話しました。

北村誠吾大臣の認識

地方創生大臣に就任した北村誠吾前副会長(自)も駆けつけ、次のようにあいさつしました。

「私個人の心情としては、戦後処理問題という言葉は使いならされているが、“一区切りついているはずだ”“つけたんだ”という見解に対しては、いまま少し議論、確認すべきだ、歴史の認識について、お互いの理解を深めるべきだと思っております」

河村会長あいさつと新役員

河村会長は「本日、あらためて超党派空襲議連の意義を再確認したい。戦後の総決算といわれているが、残されたこの問題を進めていきたい。被害認定の問題などさらに検討すべき課題もあるけれども、大筋では議連案(要綱素案)でやっていきたい」と話しました。

副会長を退任の北村さんの後を受けて平沢勝栄、松島みどり両衆院議員が自民党の副会長となり、同じく自民党の元榮太一郎参院議員が事務局次長に加わるなど今後の役員体制が固まりました。各党による実務者会議も再結集し、翌20年の国会に向けて新しい気持ちで取り組むことを確認しました。

(蒲生眞紗雄)

空襲議連の正副会長ほか(敬称略)

- ◇顧問 田中和徳、北村誠吾(ともに自、衆)
- ◇会長 河村建夫(自、衆)
- ◇副会長 三原朝彦、平沢勝栄、松島みどり(ともに自、衆)、近藤昭一(立、衆) 増子輝彦(国、参)、松原仁(無、衆) 高木美智代(公、衆) 笠井亮(共、衆) 福島みずほ(社民、参)
- ◇事務局長 柿沢未途(無、衆)

「空襲被害を無かったことにせず、被害者の人間回復を」

超党派議連総会で

空襲連事務局次長・河合 節子

きょうは発言の機会をいただき、ありがとうございます。この大事な会議に出席したい全国空襲連の当事者はもっといるのですが、新型コロナウイルス感染症拡大の防止のために、遠方からの出席を断念しました。そのため、私はいろいろな被害者の気持ちを酌んで発言させていただきます。

私自身は、東京大空襲の1945年3月10日に母親と幼い弟2人の命を奪われ、父親は大やけどを負って大変みにくい容貌になりました。そのとき私はもうすぐ6歳、入学直前の年齢でした。紙一重の差で孤児になっていたかもしれません。

被害者の一人として東京大空襲訴訟に参加したとき、私よりももっとひどい被害を受けた人がこんなにもいたのだと知ることとなりました。顔の半分を爆弾で吹き飛ばされ、眼を失った人、手や足を失った人、体に穴が開いたまま、いまだに体液が漏れ出している人など。こうした障害をもたらし、その後75年間も苦しみ続けることになった原因は、戦争でした。

家族がみんな死んでしまって孤児になった乳幼児や、学童疎開で親元を離れている間に孤児になった子どもたちは、どのくらいいたのでしょうか。全国で12万人以上という数字がありますが、実際はもっと多かったとも言われています。

孤児たちの養育は国の施策としてはほとんど行われず、わずかに孤児院や篤志家による救済はあったものの、大半は親戚に押し付けられました。自分たちの食べるものもないところに厄介者を養育するゆとりはなく、孤児は虐待を受けたり、牛馬のように働かされたりしました。逃げ出して都会に行けば治安取り締まりの対象となりました。また、学校に行けなかったために成人後も社会的ハンディを負うことになりました。少しでも国の援助が養育者にあったなら、もう少し人間らしく扱われたのではなかったかと思わざるを得ません。国の意思によって起こされた戦争の結果の責任が国にあることは、いくつもの裁判によっても確認されています。

戦時中には戦時災害保護法があって、空襲による生命、財産の被害に対して相当の援護が約束されていましたが、空襲が激しくなると実施されず、75年間、放置されてきました。戦後間もなくから私たちの先輩は救済を求め続けましたが、大きな声に押しつぶされてしまいました。

空襲の最大の犠牲者は死者ですが、その多くは遺体の身元確認ができず、どこのだれかも分からないまま生ごみのように処理されました。遺族は墓を造ることもかなわず、いまでも心のよりどころがないと感じています。空襲被害について自治体や民間団体による調査はあっても、国として統一的、網羅的に調査されたことはありません。空襲で亡くなった人の名前や数さえも不明です。いつ、どこで、どんな被害があったのか、全国の空襲実態調査をしてください。

空襲被害者救済法案が成立した暁には、生存している障害者に特別給付金が支給されるとありますが、75年も前のことを証明できる人がいるとは思えません。被害調査と被害者の申告に矛盾がなければ、支給されるべきだと思います。そのためにも統一的、網羅的な全国調査がなくてはならないのです。一方、給付金の対象とならない孤児を含む遺族にとっては、実態調査とそれに基づく追悼の措置が、慰藉のためにとっても大きな意味を持ちます。法案の最後に添え書きのように書き加えられていますが、私たち遺族には、この項目は大変大きな意味を持ちます。この点も確認をお願いします。

被害の大きさに対して、ささやかな救済内容のこの法案を成立してほしいと切望している私たちを、げんな目で見ると人がおります。私たちは空襲被害を無かったことにしないために、そして裁判所が立法によって解決すべきとした判決を実現し、民間空襲被害者に人間回復の機会を失わせないために、ぜひ、国会で救済法を制定していただきたいと思います。よろしくをお願いします。



総会で訴える河合さん

「今国会で空襲被害者救済法をつくれ！」

講演と討論で国の責任を追及

2・21総決起集会



前年末の第1回総決起集会を受け、『今国会で空襲被害者救済法をつくれ！』をスローガンに2回目の総決起集会を2月21日、議員会館で開きました。集会に先立ち、会館前で街頭アピール活動を行いました。

国会議員らを含め約100人が出席、亡き空襲被害者や支援者に黙祷を捧げた後、空襲連の中山武敏、早乙女勝元両共同代表があいさつ。中山代表は「空襲被害者の救済は国の義務。さらに運動を広げ、救済法を制定しよう」と訴えました。

海外出張中の河村建夫空襲議連会長からは、次のようなメッセージが寄せられました。

「戦後処理の中で最後に残された空襲被害者問題を解決するボールは、立法府の国会にある。被害者が高齢であることを考え、空襲連と連携し、一日も早い立法化に努力します」

被団協は「連帯して運動を」と呼びかけ

日本原水爆被害者団体協議会の田中熙巳代表委員からは「私は13歳で被爆した。被爆者援護は放射線被害に限定され、原爆以外の空襲被害者は差別されてきた。全国の戦争被害者が連帯してやっとな政治を動かすところまで来た。再び戦争を起こさないためにもともに頑張ろう」と述べました。

また、日本弁護士連合会の平沢郁子副会長は「日弁連は1975年に戦時災害援護法支援の決議、2018年の会長談話で空襲連との連帯を表明している。一緒に頑張ろう」と話しました。

国会議員からもそれぞれに救済法制定への決意表明がありました。

運営委員長が議連に国会質問を要請

国会情勢について黒岩哲彦空襲連運営委員長は『戦後処理は終了した』との2005年の政府・与党合意が救済法制定への一つの壁になっているが、与党が戦後処理問題として空襲被害を議論したことはない」と強調。

さらに、15年の衆院予算委で安倍首相が柿沢未途議員（議連事務局長）の質問に対し「超党派議連の議論があることは承知している。立法府でも考えていくべき問題」と答弁していることを踏まえ、「議連は前年末に新会員の参加を受けて役員

体制が確立した。各党による実務者会議の起動と再度の国会質問を強く要望する」と述べました。

この後、吉田裕一橋大名誉教授が「戦争責任と国民一なぜ民間被害者は救われないのか」と題し講演、引き続き討論会『「民間人は雇ってなかったから援護しない」なんていう国があるか』を行い、アピールを採択しました。（河合節子）

総決起集会アピール（要旨）

第二次大戦で死傷した民間人が救済されない国は、日本だけです

第二次世界大戦から75年。日本では一夜にして10万人が犠牲になった3月10日の東京をはじめ、多くの都市が76回目の「空襲の日」を迎えます。

俳優の仲代達矢さんは12歳のとき、東京・青山の空襲で近所の女兒の手を引いて逃げました。その子は焼夷弾の直撃を受け、握っていた手のみ残して吹き飛ばされました。仲代さんは恐ろしくなり、手を放り出して逃げましたが、「腕だけでもきちんと葬ってあげていたら…と悔やんだ。今も同じ思いです」と、テレビで語っていました。

そんな場面が日本中で繰り返され、50万人ともいわれる死者、それに劣らぬ重軽症者、多くの遺族、孤児が焼け跡に放り出されました。

ヨーロッパでは空襲などの民間人被害者も、元軍人らと区別せず、補償、援護しています。日本では戦時中、防空法によって「逃げるな、火を消せ」と民間人に義務を負わせ、被災すれば戦時災害保護法で一時期は救済していました。

しかし、戦後は「国は民間人を戦争のために雇用していなかった」という理由で、民間人には何の援護もありません。「民主、人権、平和」を掲げる憲法の下で、こんな人権侵害を平気でいられる日本という国、日本人とは、何なのでしょう。

空襲被害者にはもう時間がありません。私たちは、政府と国会に対し、開会中の国会で空襲被害者救済法を制定し、次の事柄を速やかに進めることを求めます。

- 一、空襲や沖縄戦、南洋戦などで死傷し、また孤児になった戦争被害者に社会の常識にのっとった援護を行う。
- 一、空襲等被害の全国調査を早急に実施し、被害の実態を明らかにする。
- 一、民間戦争死没者のための国立追悼施設を早急に整備する。

日本社会の体質は戦前と同じなのでは…

吉田 裕・一橋大学名誉教授
東京大空襲・戦災資料センター所長



はじめに

政府・国家指導者に対する責任追及がなければ、そこから何らかの応答を引き出すことは不可能だ。

戦争の責任追及と冷戦

冷戦は、東京裁判では天皇の免責、アジアへの加害責任の軽視などに、講和条約では、日本の戦争責任の

あいまい化などに影響した。中曽根元首相はかつて、戦争責任と冷戦についてこう批判した。「あの戦争の指導者には日本人自らがきちんと決着をつけるべきだったのにもかかわらず、冷戦が始まり、別の温かい風が流れ込んできたため中途半端に終わってしまった」

昭和天皇の戦争責任は

天皇に対してGHQ（連合国軍総司令部）は「訴追もせず退位も認めない」という利用政策をとった。テレビで放映された田島道治元宮内庁長官の「拝謁記」によると、天皇が国民に対する説明責任、ある種の釈明の必要性・道義上の責任を自覚し、時には退位も示唆していたことが明らかになった。

しかし、復興重視の経済第一主義の吉田茂首相は、「今後の明るい方面のこと」が重要と「反省のお言葉」の公表に反対、「反省」の文言は削除された。

絶対平和主義の意義と問題点

林博史氏は『戦後平和主義を問い直す』で、戦後、日本社会の中に形成された「戦争＝悪」論の意義を認めつつも、そこからは侵略戦争という認識や戦争犯罪を犯した個人の責任追及という考え方は生まれにくいと指摘する。「戦争＝悪」という考えからは「責任」という観念は生まれづらいということだ。

また赤澤史朗氏は『戦後日本の戦争責任論の系譜』で、冷戦後に活発になったアジアからの対日批判は日本の平和主義に外部からの視点を持ち込んだが、同時に「戦後平和主義の基礎となった戦争体験論の系譜（空襲を記録する会の運動はこの系譜）とは断絶する契機を持っていた」とする。

とはいえ、戦争体験論を基礎にした戦後平和主義における発展の契機（二項対立的にとらえるのではなく、日本の平和主義自体に発展の契機）がはらまれていたと見ることも重視すべきである。

一方、日米の国力の大きな差に基づく「無謀な戦争論」にも、政府や国家指導者の責任を追及する契機がはらまれていた。東京教育大教授だった家永三郎氏は

その著『太平洋戦争』で、無謀な戦争を行った国家指導者の国内法上の違法行為を問題にするというアプローチから、次第に天皇の戦争責任や戦争に協力した国民の責任にも目を向けていった。

国内的な戦後処理が立ち遅れる

軍人恩給が早々と1953（昭和28）年8月に復活したにもかかわらず、民間人の戦争犠牲者に対する補償が無視されてきたという事実は重い。また、国内的な戦後処理が軽視されてきたことも無視できない。

政府主催の全国戦没者追悼式が開催されたのは1952年5月2日。その後、政府主催の追悼式は途絶え、8月15日に全国戦没者追悼式が毎年開催されるようになるのは1963（昭和38）年以降である。

【注：1952年4月28日に講和条約が発効して日本は主権を回復、元軍人・軍属に対する「戦傷病者戦没者遺族等援護法」は30日に公布された】

さらに遺族らからの批判もあり、戦没者の遺骨収集が本格的に行われるようになったのは1960年代の後半からで、半数も収集できていない。

加えて、政府は年次別、年齢別、階級別の戦死者数すら集計していない。その記録があるのは、47都道府県で岩手県だけである。一方で靖国神社は、厚生省から戦没者の個人データの提供を受けて、合祀を推進してきた。

これら、民間戦争被害者への補償を含め戦後処理が遅れた問題に、平和運動や革新勢力はどのように対応したのか、検証が必要である。

戦争をどう現代の問題に引きつけて継承するか

戦後75年。軍人、軍属として戦争体験を持つ人は、いまや全国で2-3万人。終戦時に学齢以上で戦争の記憶を持つ人が、全人口の9割になった。

その現代日本の状況を見ると、企業などの組織、さらには日本社会の体質そのものが戦前から基本的に変化していないのではないかと、という実感が広範囲に存在する。

また、敗戦前後には閣議決定を経て大量の公文書、特に軍関係の文書が焼却処分された。現在も政府による公文書作成の軽視、隠ぺいなどが問題になっている。

最近、あの戦争を身近な問題にとらえ、戦争体験の検証などを私のところへ聞いてくる若い人もいる。戦争体験と戦争の後始末の問題を、どう現代に引き付けて若い世代に伝えていくか。運動にとって、そうした努力をすることも重要である。

（岩崎建弥）

戦後75年

「国は民間被害者が亡くなるのを待っている」
「国には戦争に対し果たすべき責任がある」
「防空法がなければあんなに犠牲は出なかった」

討論会から



左から【司会】仲築間卓蔵＝空襲連副運営委員長、元テレビプロデューサー【発言者】吉田裕＝歴史研究者、一橋大学名誉教授▼柿沢未途＝空襲議連事務局長、衆院議員▼安野輝子＝空襲連前運営委員長、空襲障がい者▼吉田由美子＝空襲連共同代表、戦争孤児▼黒岩哲彦＝空襲連運営委員長、弁護士▼澤田猛＝空襲連副運営委員長、元新聞記者（敬称略）

司会：民間空襲被害者救済を目指す運動が今国会で日の目を見るよう、討論会はその手掛かりを得る場にしたい。被害者の方々から一言ずつ、どうぞ。

安野：空襲被害者救済法が制定されることをみな待ち望んでいます。

吉田（由）：民間人の空襲被害者を見捨てるのは日本だけ。このことに尽きると思っています。何とか、本当に、今度の国会で決着をつけてほしい。

司会：空襲連元事務局長の澤田さんから発言を。

澤田：新聞記者時代の最後の10年間ほど東京大空襲訴訟の被害者たちとお付き合いしましたが、外側からの「取材」では被害者の実情がよく見えてこなかったことが、この問題への深入りの端緒でした。

101歳で亡くなった元空襲連顧問の杉山千佐子さんは生前、「日本人として死にたい」と語った言葉が残されています。私の実感としては、政府は被害者が亡くなるのを待っているのではないのか。被害者たちは待ち切れず亡くなってしまふ。それでは救済の施しようがない。何とかせねばと思っています。

司会：柿沢さん、空襲議連の事務局長として、今国会で法案提出への突破口が見いだせますか。

「戦後処理は終了」の政府・与党合意がカベに

柿沢：要綱素案が作成されながら、ここ数年、足踏み状態が続き、被害者は相次いで亡くなり慚愧（ざんき）の念に堪えないのですが、国会の状況は乗り越えなければならない「壁」（戦後処理問題はすべて確定・終了したという2005年の政府・党合意）がまだあり、どう克服するかが課題です。あきらめず、くじけずに立法化に取り組んでいきたい。

司会：柿沢さんは長年、議連の事務局長を務め、5年前、衆院予算委員会で安倍首相に質問しました。その答弁は生きていて、それが今後の運動のカギになるように思う。黒岩弁護士、どう考えますか。

法制定の“起爆剤”になる国会質問を

黒岩：安倍首相は「この間、順次、戦後補償を拡大していった。今後の国会で考え、また行政の立場からも考えていきたい」と答弁しました。これが私たちの運動の出発点にもなっています。そういう意味で、もう一度、起爆剤になるような質問を適切な時期に適切な議員にぜひやっていただくことを強

く望みます。

それからもう一つ。議連の実務者チームを再起動させ、法案の中身を再度点検していただきたい。

司会：この局面を打開していくために何か工夫して働きかけをしていく必要があるのではないかと。柿沢さん、ご提案はありますか。

柿沢：最近、議連に閣僚級経験者が次々に入会している。党派は違っても、皆さんの地元の選挙区選出議員に入会を直接働きかけることは、私どもが議員に働きかけるよりもはるかに効果があります。

司会：いままでの話を聞いて吉田先生、ご感想を。

最低限の後始末はきちんとつけなければならぬ

吉田（裕）：日本人の戦争犠牲者や戦争被害者の補償問題に限定して言えば、過去の戦争に対する評価もいろいろありますが、国が国として戦争をやったことに対し、果たすべき責任があります。

戦争を起こしたことへの評価とは別の意味で、国として果たすべき責任というのがあって、そこを果たさなければ、国家として成り立たないという面があると思う。最低限度の戦争の後始末はやはりきちんとやらなければならない。そこで何とか合意ができないだろうかと感じました。

司会：安野さん、吉田由美子さん。これまでの発言を聞いて、率直に言いたいことを言って。

なぜ法案は提出されないのか

安野：どうして法案は提出されないのですか。

柿沢：法案そのものは野党からだけでも提出できますが、国会で過半数以上を取れなければ廃案になってしまいます。ですから提出前に法案が通過するメドを立てる必要があります。提出前の足踏み状態が続いているのが現状です。

吉田（由）：防空法の本には「逃げるな、火を消せ」と書いてある。当時、政府は国民に防空法を守るよう求めた。防空法がなければ空襲であれだけ多くの民間人が犠牲にならずに済んだと、しみじみ…。

司会：明日からでも議連の会員を増やす運動を進めなければならない。メディアの中に「メディアは時の流れに合わせ、タクトを振る」と言った人がいるが、その流れを変える意味でも、空襲連と議連が一体となって局面を打破する取り組みをしていきたい。私はそんな感想を持ちました。（澤田猛）

「五輪の前に 空襲被害者の救済を」

戦後75年の「節目の年」に向けた空襲連の第1回総決起集会は、2019年12月6日、議員会館で開催されました。亡き仲間に黙祷のあと、空襲連共同代表の中山武敏さんが「裁判で『空襲被害者の救済は立法で』とされた。国会での立法解決に向け、頑張ろう」とあいさつしました。

来賓の日本原水爆被害者団体協議会事務局次長の濱住治郎さんからは「再び被爆者を出さない。国家補償を求める」をテーマに国の戦争責任を追及しているなどと活動報告がありました。

日本弁護士連合会副会長の平沢郁子さんはメッセージを寄せ、「日弁連は空襲被害者の決意を重く受け止め、要綱素案に基づく法律案が成立するよう求めます」と述べました。

次いで超党派空襲議員連盟の柿沢未途事務局長が「立法による救済は、大被害を受けた東京下町



集会に先立ち、支援を訴えるチラシを配った

の2代にわたる政治家として、責任があります。法案成立まであと一步。空襲連の皆さんは各地の議員を訪ね、空襲議連に参加して議員立法の実現に協力してくれるよう働きかけてほしい」と話しました。

「救済法は戦後総決算の仕上げ」と議連

最近の国会活動について運営委員長の黒岩哲彦さんは、前日開かれた議連総会を受けて、次のように報告しました。

「総会では、この法案成立を戦後の総決算とするとの表明がなされた。役員体制も確立し、今回入閣した2人の議員は顧問となり、引き続き活動されるという。各党の実務者を集めワーキンググループを再開し、救済法案の要綱素案を確定する必要があると実感した。また、厚生労働委員会に属する議員の参加が多いことも心強い限りで、やっと体制が整ったとの思いを強くした」

議事のあと、空襲連運営委員で早稲田大学国際和解学研究所招聘研究員の有光健さんが「日本の歴史的・政治的責務としての戦争被害者救済—なぜ日本の民間空襲被害者は救われないのか—と

題し講演（次ページに詳報）、最後に集会アピールを採択しました。（浅見洋子）

総決起集会アピール（要旨）

平和の祭典の前に戦争被害者の救済を

来年、2回目の夏のオリンピックが日本で開かれる。1964年（昭和39年）のオリンピックは、日本の復興と国際社会への参加をアピールするとともに、「もう戦争はしない」という強いメッセージが込められていた。

来年は戦後75年。大阪の藤原まり子さんは1945年3月、生後2時間で空襲に遭い、左足を失った。75年はその全人生だ。

日本空襲は一夜で約10万人が犠牲になった東京大空襲をはじめ全国で約50万人が死亡、それに劣らぬ人たちが負傷した。その大半は民間人である。

しかし、国は「民間人は国と雇用関係がないから（軍人や軍属のように）援護できない」と言って、救いの手を差し伸べなかった。藤原さんのような、生まれたばかりの赤ちゃんにも。そればかりか、空襲被害調査すらしていない。

今度のオリンピックのスローガンは「スポーツは世界の未来…」そして、理念の第一に平和の構築をうたっている。

空襲など民間の戦争被害者と支援者でつくる全国空襲連は、政府、国会に強く求める。「軍人らと差別し、長く放置してきた民間戦争被害者への援護実現を」と。

そして問う。「自国民を守れないで、世界に平和や人権を言う資格があるのか」と。

「空襲被害者救済法」（仮称）の制定を目指す超党派空襲議員連盟の河村建夫会長（自民）は議連総会で「原爆の被害は救済し、同じような空襲被害を受けた人たちは放置してよいのかという意見があるのは当然だ。亡き鳩山邦夫前会長は「国は震災などの被害者に援護しているのに、国が始めた戦争の被害者を救済しないのは筋が通らない」と、この問題の本質に迫っている。

戦争被害者の多くは高齢と戦傷で亡くなり、生存者も大半は80歳を超え、支援者も年老いた。

来年は国家の国民に対する義務と責任、政治家の正義と良心に基づき、戦争被害者を救済し、負の歴史を書き換える年である。政府と国会に、次の三つを要求する。

- 一、空襲や沖縄戦、南洋戦などで死傷し、また孤児になった民間戦争被害者に、社会の常識にのっとった援護を行う。
- 一、空襲等の被害の全国調査を速やかに実施し、被害の実態を明らかにする。
- 一、民間戦争死没者のための国立追悼施設を早急に整備する。

日本の歴史的・政治的責務としての戦争被害者救済
～なぜ日本の民間空襲被害者は救われないのか～

三権をたらい回し 被害者が消えるのを待つ？

有光 健・早稲田大学国際和解学研究所招聘研究員
シベリア抑留者支援・記録センター代表世話人

シベリア特措法は実現までに31年

被害者団体ができたのが1979年、提訴が81年、上告棄却が97年、国会へ2度目に提出した法案が可決されたのが民主党政権の2010年。裁判では「受忍論」、1回目の法案は自公のカベにさえぎられた。

なぜ日本では戦後補償裁判が負け続けるのか

戦前の国の統治には損害賠償請求ができない—という国際的には通用しない「国家無答責」の法理、そして、国民は等しく受忍すべきという「受忍論」などによる。

戦後処理は「完全で最終的に解決」？

政府は、北はアリューシャン列島から南はオーストラリアに及んだ戦争被害の実態を調査していないし、被害救済に対する論理もあいまいだ。だから、対応は「救済」や「賠償」ではなく、「援護」になる。

どんな戦争責任があるのかも歴史認識が不明瞭なのであいまい、きちんとした謝罪ができていない。

国には①戦争を始めた責任②敗けた責任③終戦が遅れた責任④戦後処理をする責任—の4つがあるが、なるべく「パンドラの箱を開けない」、つまり、やらないで済ませようとする。戦後処理の基本原則を確立しないと、対立はいつまでも続くことになる。

国にとっては「なるべく補償しないのが国益」

政府は賠償額を値切ることが国益と考え、戦後の各国との賠償交渉でも徹底的に値切り続けた。国民に対しても補償・援護の対象を限定、抑制し、官民格差（国との雇用関係による差別）を行ってきた。

被害・犠牲者からの訴えに対しては、空襲被害者、シベリア抑留者の問題にも見られるように「行政府→国会→裁判所→国会」という形で「三権たらい回し」をさせ、延々と“国との闘い”を強いる。そのため国への不信感は強まっていく。

補償は「国庫が破たんする」額ではない

内外の戦争被害者に弔慰金が補償された例に ① 1988年、台湾の元日本軍人・軍属の戦没者・戦傷病者約3万人に1人200万円、総額約693億円 ② 2000年、在日（韓国・朝鮮・台湾籍）元日本軍人・軍属戦傷病者への弔慰金等（260万円/400万円）を414人に総額8億5280万円 ③ 2010年、元シベリア抑留者に1人25～150万円を約6万8千人に—がある。合わせて計約889億円。自衛隊のオスプレイ9機分で、これが「天文学的な金額」なのか。政府はそう強調してけん制し、当事者が死んでいなくなるのを待っている。

お金より被害者への敬意と共感を

そもそも戦争被害の補償は、単に金額の問題なの

ではない。被害者、犠牲者の人間としての尊厳への敬意や共感を示すことこそ本質的課題ではないのか。それがなくては韓国人慰安婦問題に見られるように、いくら補償金を積んでも解決しない。

被害者・犠牲者が求めているものは

次の4つだ。①被害の実態を調査してその事実を認定し、何が起きたのかを知ってほしい ②長年、無視、放置、差別してきたことを謝罪、名誉回復を図ってほしい（不作為へのおおびと慰藉） ③政府による被害者への支援 ④被害の歴史を継承する歴史資料館や追悼祈念施設の建設。教科書の記述を充実する。

いま問われている戦後補償の問題は何か

国家間では北朝鮮に対するものだけが残されているが、個人の被害への戦争被害の補償、救済の問題は続いている。国内的には民間空襲被害、沖縄戦・南洋戦等被害、国・台湾の元BC級戦犯—などだ。

日本政府と外国政府の被害者への対応

日本は国の戦争責任に基づく「国家賠償」や「補償」でなく、社会保障による「援護」「見舞い」の形で。海外では、「不正義を正す」「人道的立場から」という「国家による個人補償」として行われている。

日本の戦後処理の特徴・教訓と長期的課題

① いまも未解決の問題は存在し、対応は可能だ

「完全で最終的解決」はあり得ず、「知らない」「忘れた」では済まされない。政府は、歴史に対する謙虚さ・誠実さを問われている。

② 日本の戦後処理の特徴は官民格差・内外格差

元軍人・軍属・公務員を優遇し、民間人は除外。朝鮮、台湾の旧植民地出身者は不利益や差別扱い。

③ 求められる政治決断、裁判では解決できない

行政府（政府）→立法府→司法府（裁判所）→立法府のたらい回しで、解決の長期化、当事者の高齢化。政治決断、広範な世論の支持と共感が求められる。国民に対する説得・説明、マスメディアの協力も。

④ 正確で多角的な歴史の検証を

自分たちに都合がよく、気持ちのよい歴史教育を超え、相手の立場も知る相互歴史教育により、回避できた戦争、犠牲の「人為的悲劇」教訓化しよう。

最後に 運動は、「リドレス」（正す）という歴史への大きな問い掛けだ。自信を持って前へ進もう。

（岩崎建弥）



南洋戦・フィリピン戦被害・国家賠償訴訟の上告棄却 最高裁決定の不当性を問う

弁護団長 瑞慶山 茂

理由も付けない「三下り半」の決定

最高裁判所第二小法廷（草野耕一裁判長）は、2020年2月5日、太平洋戦争末期の南洋戦・フィリピン戦の被害者22人が上告人（一審原告45人、平均年齢82歳）となって、玉砕の戦場で被った民間人の戦争被害に関して、国に謝罪と1100万円の慰藉料等を求めた国賠訴訟に対して、上告を棄却する決定をした。その決定文は上告理由書83頁に対し、たったの1枚。しかも、理由は形式的なもので、実質的な理由を付していない、いわゆる「三下り半」であった。

明治憲法下の「国家無答責論」適用の時代錯誤

弁護団は上告理由として、一審・控訴審判決が、南洋戦・フィリピン戦の戦場での日本軍の残虐非道な行為に起因する精神障害などの不法行為事実を認定しながらも、廃止された大日本帝国憲法下の判例法理である国家無答責論を適用して、国の法的責任を免罪したことに対して、日本国憲法の基底をなす正義・公正の原則違反、基本的人権規定違反、法の下での平等原則に反する一と詳細に述べた。

しかし最高裁は、一度も審理せずに棄却決定を下した。問答無用の門前払いの、時代錯誤の決定

と言わざるを得ない。

一、二審は不法行為の諸事実を認定

一・二審判決は、被害事実として、艦砲射撃や銃撃、空襲、栄養失調等による死亡、住民侵害、戦争孤児、身体後遺障がい、戦争PTSD（精神的障がい）などを認定している。

そして、判決は日本軍の行為は誠に残虐非道であり、戦争被害の実態は、いずれも極めて深刻かつ重大なものであると評価している。また、戦争PTSDの事実認定は、沖縄戦国賠訴訟に次ぐものである。

今回の最高裁の決定をもってしても、この不法行為事実が否定できなかった。これらの事実認定は重要であり、積極的に評価できる。

戦争被害は人的国家災害 国に責任がある

生命・身体・精神に対する戦争被害は人類普遍の原理である基本的人権の根本的破壊である。先の大戦は日本が開戦・遂行したことは自明のことであり、その被害は自然災害ではなく「国家災害」である。

国は国民の戦争被害について謝罪し、損害賠償する法的責任を負う。さらに立法救済運動の強化を！

第7回全国空襲連総会を開催

全国空襲連は2019年11月24日、7回目の総会を東京都墨田区のすみだ女性センターで開きました。約50人が出席、18年度の事業、活動、決算3報告を承認しました。

次いで19年度の事業計画、活動方針、予算の3案と役員など人事案を可決。各地からの活動報告を行い、南洋戦等国賠訴訟、大阪空襲訴訟を伝える会、北の会、静岡、横浜、千葉などが報告しました。

最後に、今後とも空襲被害者救済法の成立に向け、各地で与党議員への働きかけを展開し、戦後75年となる2020年を「最後の決戦のとき」にできるよう、全力を尽くそうと意思統一しました。（事務局）

全国空襲連の主な活動（2019年6月－2020年3月）

2019年

- 6月17日 第88回常任運営委員会（2020年3月17日まで、主に南北法律事務所で13回開催）
- 8月7日 首相官邸前での初の宣伝活動。結成10周年に向けた拡大運営委員会（衆院第2議員会館）
- 9月11日 超党派空襲議連議員へ要請行動（3月19日まで継続）
- 10月10日 「こんにちは活動」を再開（毎週木曜日に衆院第2会館前で3月19日まで）
- 11月3日 11・3憲法集会in国会正門前活動に参加
- 24日 第7回総会（墨田区・すみだ女性センター）
- 12月1日 「沖縄・民間戦争被害者の会」が第9回総会（那覇市）
- 12月5日 超党派空襲議連が総会（衆議院第2会館）
- 6日 総決起集会・第1弾（〃）

2020年

- 1月20日 有楽町で宣伝活動（千代田区）
- 2月5日 「南洋戦・フィリピン戦」被害・国家賠償訴訟で最高裁が上告棄却決定
- 21日 「東京大空襲の日」を前に総決起集会・第2弾（衆院第2会館）
- 3月27日 超党派空襲議連が総会（〃）